

## 宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、宇陀市への団体旅行を実施した旅行者に対し、その費用を助成することにより、宇陀市への団体旅行を誘致し、地域の活性化に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの団体旅行を実施する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第3条の登録を受けた者をいう。）とする。

(1) 次のいずれにも該当する宿泊を伴う団体旅行

ア 宇陀市内の宿泊施設で宿泊すること。

イ 宇陀市内の観光を目的とすること。

ウ 貸切バスを利用すること。

エ 貸切バス1台あたりの団体旅行の参加者（乗務員等は除く。以下同じ。）が20人以上であること。

(2) 次のいずれにも該当する宿泊を伴わない団体旅行

ア 宇陀市内の観光資源を2つ以上組み入れること。

イ 宇陀市内において、参加者全員の支出を伴う施設を利用すること。

ウ 貸切バスを利用すること。

エ 参加者が20人以上であること。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の団体旅行 貸切バス1台につき30,000円

(2) 前条第2号の団体旅行 貸切バス1台につき10,000円

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 団体旅行実施計画書

(2) 旅程が記載されている書類

### (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (申請内容の変更等)